

回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第 2 号	平成30年4月6日	伊予市役所	総務部総務課
題 目（テーマ）：通信インフラ（光回線）について			
提 案 内 容（要旨）			
インターネットを使用したいが光回線が上灘までしか来ていない。市からNTTに市内全域への光回線設置を要望することはできないか？			
回 答 内 容			
本市の光回線エリアの拡大につきましては、光回線事業者が中心となり整備を進めているところであり、条件が合致すれば引き続きエリア拡大に向けて取り組んでいただけるものと考えています。しかしながら、光回線の整備を阻害する要因として、採算性の問題が一般的に知られており、特に、住居等が点在している地域では、光ケーブルの敷設距離が長くなり、多額の設備投資が必要になることが、その整備に向けた支障となっているようです。 今後、光回線整備を要望するに当たっては、例えば、「その地域に光回線を整備する計画の有無」、「整備の優先度を引き上げるために必須となる加入者の数」等々、状況の把握に努めたいと考えています。さらには、光回線を含めた通信サービス全般について、本市における現状及び今後の展開を各種回線事業者を確認した上で、要望書の提出の可否や要望事項を検討するとともに、必要に応じて要望を伝えたいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。 なお、近年急速に普及している無線方式による高速インターネット網、旧方式ではありますが電話線によるADSLなど、これらのサービスが提供されている地域内であれば、その利用も選択肢になります。既に、様々な方法を試されたようですが、改めてご検討ください。			